

砂川市庁舎建設基本構想・基本計画策定支援業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

砂川市長 善 岡 雅 文

1 業務概要

- (1) 業務名 砂川市庁舎建設基本構想・基本計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「砂川市庁舎建設基本構想・基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成30年3月31日まで。

2 参加資格

- (1) 公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 公募の日において、砂川市競争入札参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に「建築設計」又は「技術資料」に登録されている者であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
 - ウ 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、砂川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

3 参加表明書の提出条件

参加表明の提出に当たっては、次に掲げる（1）から（8）の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 管理技術者は一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び主任技術者は、提出者の組織に所属していること。
- (3) 管理技術者及び記載を求める主任技術者はそれぞれ1名であること。

- (4) 配置予定技術者が国家公務員の場合は、国家公務員法第103条の規定を、地方公務員の場合は地方公務員法第38条の規定を満たしていること。
- (5) 管理技術者が記載を求める各担当技術者を兼任していないこと。
- (6) 管理技術者及び各担当技術者は、平成18年4月以降に同種又は類似業務に携わった実績があること。
- (7) 主たる業務は再委託しないこと。
- (8) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計事務所等が国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
注1) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
注2) 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

4 手続等

(1) 担当部局

〒073-0195 砂川市西6条北3丁目1番1号
砂川市総務部市長公室課 庁舎建設担当：畠山
電話：0125-54-2121（内線367） FAX：0125-54-2568

(2) プロポーザルに係る関係資料の交付

① 資料名

- (ア) 公募型プロポーザルの実施に係る手続開始の公告
- (イ) 公募型プロポーザル実施要領
- (ウ) 砂川市庁舎建設基本構想・基本計画策定支援業務委託仕様書
- (エ) 公募型プロポーザル参加表明書評価要領
- (オ) 公募型プロポーザル企画提案書等審査要領

- ② 交付期間 平成28年4月28日（木）から平成28年5月23日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで）

- ③ 交付場所 上記（1）担当部局

- ④ 上記資料は、砂川市のホームページからも入手可能。
（URL <http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/>）

(3) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 平成28年5月23日（月）午後4時まで
- ② 提出場所 上記（1）担当部局
- ③ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便とし、提出期限必着のこと。）

(4) 企画提案書等の提出を要請する者の選定及び通知

- ① 市長は、参加資格要件に該当するか確認を行い、参加資格要件を有すると認めた者に対し、書面により資格がある旨の通知及び企画提案書等の提出を要請し、参加資格要件

を有しないと認めた者に対しては、参加資格要件がない旨及びその理由を書面により通知する。

② 参加資格要件を有すると認めた者が多数の場合は、書類選考を行い数者を選定する場合がある。

(5) 企画提案書等の提出

① 提出期限 平成28年6月10日(金)午後4時まで

② 提出場所 上記(1)担当部局

③ 提出方法 持参又は郵送(配達証明付書留郵便とし、提出期限必着のこと。)

5 その他

(1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語及び通貨は日本円によるものとする。

(2) 企画提案書等に係るヒアリング審査を行う。

(2) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 契約の締結

ア 受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

なお、企画提案時と比し見積額が異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。

イ 契約保証金は免除する。

ウ 契約書の作成を要する。

(4) 詳細は「砂川市庁舎建設基本構想・基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。